新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について

(傍線部分は改正部分)

īF 現 矽 案 行 別添3 1-オクタノールと水との間の分配係数測定試験に際し 別添3 1-オクタノールと水との間の分配係数測定試験に際し て付加される事項 て付加される事項 第1章 標準操作手順 第1章 標準操作手順 (標準操作手順を定める事項) (標準操作手順を定める事項) 第1条 1-オクタノールと水との間の分配係数測定試験(以下 第1条 1-オクタノールと水との間の分配係数測定試験(以下 「分配係数測定試験」という。)については、試験系の取扱い 「分配係数測定試験」という。)については、試験系の取扱い に関し、次の各号に掲げる事項を追加して標準操作手順を定め に関し、次の各号に掲げる事項を追加して標準操作手順を定め るものとする。 るものとする。 (1) 分配係数の推定 (1) 分配係数の推定 (2) 溶媒の調製、飽和 (2) 溶媒の調製、飽和 (3) 被験物質溶液及び標準物質の調製、保存 (3) 被験物質溶液の調製、保存 (4) 溶媒の量、溶媒体積比及び被験物質の使用量の設定 (4) 溶媒の量、溶媒体積比及び被験物質の使用量の設定 (5) 分配平衡(振とう及び層分離) (5) 分配平衡(振とう及び層分離) 2 分配係数測定試験については、検査及び分析に関し、次の各 2 分配係数測定試験については、検査及び分析に関し、次の各 号に掲げる事項を追加して標準操作手順を定めるものとする。 号に掲げる事項を追加して標準操作手順を定めるものとする。 (1) オクタノール層、水層の採取及び分析の前処理 (1) オクタノール層、水層の採取及び分析の前処理 (2) 分析後の廃棄物の廃棄 (2) 分析後の廃棄物の廃棄